

令和 7 年度
学校におけるわいせつな行為の根絶について（宣言）

わいせつな行為は、被害者の人権を踏みにじり、子どもたちや保護者を始め、県民の学校教育に寄せる信頼を著しく失墜させる悪質な行為であり、絶対に許されるものではありません。長野県教育委員会の平成 28 年 10 月「わいせつな行為根絶のための特別対策」の策定を機に、これまで以上に松代高校におきましてもわいせつな行為の根絶に向けた取組を進めてきました。

このたび私たちはわいせつ行為根絶に向け、下記のとおり共通ルールを設定し、厳正な服務規律の確保と、綱紀の肅正に努めることをここに宣言いたします。

《共通ルール》

- (1) 生徒と教室や研究室等で外から見えない状態で 1 対 1 にならない。相談等ではドアを開放したり、複数で相談に応じる。やむを得ない場合は校長等に相談の上、指示のもとに行う。
- (2) 教室、研究室、その他諸室の管理等を適正に行う。
 - ・ ドアの小窓などにポスター等の掲示物は貼らず、外から誰もが見えるようにする。
 - ・ ドアの小窓の設置等が難しい室は、室管理者を教頭等管理職とし、随時、使用状況等を確認する。
 - ・ 部屋を 1 人の教職員が管理しないよう、鍵の複数化や教務室等での保管をする。
- (3) 私的な電話、メール、SNS 等によるやり取りはしない。
- (4) 生徒の身体へは、安全確保等社会通念上認められるもの以外、接触しない。
- (5) 教育目的外はもちろん、教育目的でも不必要な生徒の撮影や録画をしない。
- (6) 教育目的外で生徒に性に関することを話題にしたり、質問したりすることはしない。
- (7) わいせつ行為が疑われるときはもとより、室管理が適正でない、指導方法が不適切と感ずるときは、報告・相談する。
 - ・ 職員による相談・報告⇒校長、教頭、校内非違行為防止委員
 - ・ 生徒・保護者による相談・報告⇒校長、教頭、HR 担任あるいは下記校外相談窓口

令和 7 年 4 月 1 日
長野県松代高等学校職員一同

《校外・通報相談窓口》

① 学校生活相談センター

電話番号： 0120-0-78310 「なやみいおう」（無料）24 時間受付

メールアドレス： gakko-sodan@pref.nagano.lg.jp

② 子ども支援センター

子ども専用ダイヤル： 0800-800-8035 （無料）

大人用ダイヤル： 026-225-9330

【月曜日～土曜日 10:00～18:00（日曜日・祝日・年末年始は休み）】

メールアドレス： kodomo-shien@pref.nagano.lg.jp